

るための具体的な方策について検討することとする。

(三) 原子力船開発の進展

原子力船については、一体型加圧水炉を対象とする船用炉の研究開発を強力にすすめるとともに、それと並行して、第一船「むつ」の建造、運航経験のとり入れ等を考慮して、第二船以降の建造は、民間において自主的にすすめられることを期待する。この場合、政府としても原子力船の円滑な実用化がすすめられるよう、適切な措置を検討することとする。なお、第一船「むつ」の昭和五一年度以降の保有形態、運航方針等について、今後、実験航海によつて各種のデータが得られるほか、内外海運界の動向から、原子力船実用化的見とおしが、より明確になると思われる。これらの状況を勘案して早急に定めることとする。

(四) 原子炉多目的利用に関する研究開発

原子力開発利用の新しい分野として、原子力製鉄を中心とする原子炉の多目的利用がある。多目的利用のうち、在来炉によるものについては、民間あるいは関係機関が、技術的に主的にすすめることを期待するが、技術的にまだ研究開発要素の多い高温ガス炉を必要とするものについては、将来製鉄を中心とするコンビナートの実現の可能性があり、エネルギー源の多様化と効率的利用、環境汚染問題の軽減等に果たす効果が大きいことから、その実用化にそなえて、冷却材出口温度「100度C程度の高温ガス炉を中心とした、研究開発をすめることとする。

(五) 核融合に関する研究開発

核融合については、最近の世界の研究開発の進展の動向等を勘案して、昭和五〇年代に臨界炉心プラズマ試験装置を建設することを目指すに、これまでのプラズマ物理中心の研究から実用化へ一步すすんだ核融合炉をめざし、トカマク型を中心として、核融合炉心工学技術および核融合炉プラント工学技術の研

究開発をすすめることとする。

(六) 放射線利用の進展への対処

放射線利用については、すでに広範な分野にわたって実用化がすすめられており、今後は実用化の円滑化をはかることがとくに重要なである。そのため、線源確保をはかるほか、放射線機器の標準化、規格化等をすすめることなる。

三 関連重要施策

その他、関連重要施策においては、以上の原子力開発利用のすすめ方のところ述べた施策の円滑な実施に必要な事項を横断的に、基礎研究の充実、科学技術者の養成、原子力科学技術情報の交流、国際協力、基礎措置、原子力知識の普及啓発、原子力産業等の事項別に記述している。

〔基礎研究〕

今後、原子力分野においては、自主的な研究開発をすすめるためには幅広い基礎研究の充実が必要である。とくに、基礎研究を効率的にすすめるためには、研究環境を整備し、流動研究員制度、共同研究等の充実をはかることが必要である。

一方、基礎研究の成果を速やかに実用化に結びつけることが重要である。このため、大学、政府関係研究機関、民間企業等の人材の交流の促進をはかることが重要である。

〔科学技術者の養成〕

原子力関係科学技術者の確保については、量の確保と並んで、核融合研究の進展、研究開発の大規模化、プロジェクト化に対応して、核融合専門科学技術者、プロジェクト管理科学技術者等専門分野の多様化が必要になつてゐるほか、科学技術者の質の向上が重要である。このため、ひきつづいて大学における教育に期待すると

ともに、原研、放医研等における再教育ある

いは高度の養成訓練が必要である。

〔情報交流〕

原子力における科学技術情報を流通処理の高度化はますます重要性を

増している。

原研は、国際原子力機関の原子力情報システム（I N I S）の日本側窓口であり、わが

国における原子力情報センターとして、国内の原子力に関する科学技術情報の一元的な流通処理を可能とするよう、その情報処理機能等の強化充実が必要である。

〔国際協力〕

原子力が産業化の時代に入った今日、利害が錯綜する国際場所で、わが国の自主性を確保しつゝ、国際協力をすすめることは決して容易なことではないが、その重要性はますます高まっている。

したがって、廃棄物処理、環境問題、保障措置等について、国際機関における活動を重視するほか、ウラン資源の確保、共同研究、科学技術者の交流等について、二国間協力を積極的にすすめる。このほか、国力に応じて開発途上国への技術援助をすすめていくことが重要である。

〔保障措置〕

わが国の原子力開発利用は、核の平和的目的に徹してこれをすすめている

が、核武器を軍事目的に転用しないよう適切な措置を講ずることが必要であり、国際原子力機関の保障措置を受け入れている。しかし

は、核物質の実用化の進展に伴い、核物質管理および保障措置に関する業務は著しく

増加することが予想されていることから、その効率的実施をすすめることが必要である。

このため、核物質の効果的かつ合理的な管理

体制を確立し、国際的信頼性を高めるとともに、商業機密の確保に適切に対処しつゝ、保障措置適用の合理化、簡素化に努めることとする。

報告書提出にあたつての所見

昭和四七年五月二六日

原子力開発利用長期計画
専門部会・部会長
向 坊 隆

（以下は、原子力開発利用長期計画の決定に先立ち、同計画専門部会で計画策定にあつた同部会の向坊隆部会長が原子力委員会に提出した所見の全文である。）

1972.7.1 (No.508)

報告書提出にあたっての所見

本報告書は、冒頭に述べられている通り、「原子力開発利用長期計画改訂の基本方針」に基づき、今後一〇年程度を目途として、審議を重ねた結果をまとめたものであります。しかしながら、本報告書は、わが国のエネルギーの将来の需要から原子力に期待されるる計画を実現するための問題点を整理し、これを解決するために必要な施策を検討したものであります。

そのような問題点の中には、期間および人

員の制約から、本専門部会では必ずしも十分検討出来なかつた点もあり、また、今後政府において、当然継続的に検討をすすめるべきと考えられる事項も含まれておられます。

そこで、報告書提出に当り、報告の中で一応述べられておりましたが、部会として、特に強調したいと考える二、三の点を所見として申し上げます。

(一) 平和利用の原則の確認について

わが国では、原子力基本法に基づき、原子

力の開発利用が平和目的に限られていること

は申す迄もなく、本報告書でも基本的考え方

の第一にこれをあげております。

今後とも、海外諸国からの核物質の入手、国際協力の推進等をはじめとして、わが国の原子力開発利用を円滑にすすめていくためには、平和目的に徹することが不可欠であると考えます。

そこで、具体的には、平和利用の原則を認める体制をとることが必要であり、そのためには、核兵器不拡散条約に対するわが国態度、核物質の保障措置の整備などとともに、原子力基本法の三原則を守るために問題点をよく検討しておくことが大切であると考えます。

(二) 政府の役割について

政府は一方において、国民生活に不可欠と

されるエネルギーの供給を確保するという立場から、原子力開発をすすめる上に責任を持つと共に、他方において、原子力開発に当つて国民の安全を確保する上に重大な責任を負っております。

原子力発電を大規模かつ急速に発展させる計画が進みつつある現在、政府の役割、責任は益々重大なものとなつており、この際、政府と民間の役割、政府各機関の受持責任範囲と協力の体制を、より明確に確立しておくことが是非必要であり、早急にこの点を御検討願いたいと思います。

(三) 安全性確保と環境の保全について

原子力施設の大型化、数の増大に伴い、施設の安全性確保と環境の保全のための体制を、現在に比し格段に強化することが必要であり、特に安全審査体制の強化拡充を検討すべきであると考えます。

また、環境保全については、問題が広範囲にわたることに鑑み、政府の関係各機関の役割と協力の体制を明確にすることが必要と思われます。

さらに、わが国における施設の安全性や環境保全に関しては、研究、試験、調査などに格段の努力が払われることが肝要であり、そのための政府の積極的な措置を要望いたします。

<記念論文集>

清宮四郎博士退職記念

森忠夫先生還暦記念

商法・保険法の諸問題

近刊

日本国憲法体系

松田一郎判事在職四十年記念

会社と訴訟

憲法の諸問題

菊井維大先生献呈論集

上2000下2500

民法基礎的課題

中田淳一先生還暦記念

上2200下2400

民法の基礎的課題

小野木常吉藤秀夫先生還暦記念

上1900下2300

民事訴訟の理論

竹田直平・植田重正博士還暦祝賀

上1800下3000

民事訴訟の理論

斎藤金作博士還暦祝賀

上1800下2000

民事訴訟の理論

佐伯千恵博士還暦祝賀

上1900下2300

民事訴訟の理論

日沖憲郎博士還暦祝賀

上1800下2000

民事訴訟の理論

植松正教授還暦祝賀

上1900下2300

民事訴訟の理論

峯村光郎教授還暦記念

上1900下2300

民事訴訟の理論

原増司判事退官記念

上1900下2300

民事訴訟の理論

田中耕太郎先生還暦記念

上1900下2300